

# 施術所、出張・滞在施術に関する 手続きのご案内

※令和7年6月 最終改訂

## 目 次

1. 施術所に関する手続き	
(1) 開設する場合	1
①開設までのながれ	
②開設にあたってご注意いただきたい点	
(2) 変更があった場合	5
(3) 休止、廃止、再開する場合	6
2. 出張施術に関する手続き（あはきのみ）	
(1) 開始する場合	6
(2) 休止、廃止、再開する場合	6
3. 滞在施術に関する手続き	6
4. 広告の規制について	
(1) 広告できる事項	7
(2) 広告できない事項	8
(3) 法令に違反した広告例	9

※各種届出内容により添付書類が異なります。  
詳しくは、様式欄外に記載のチェックリストでご確認ください。

### 各種届出先・問合せ先

豊中市保健所 保健安全課 医薬安全係

☎：06-6152-7384

メール：ijiyakuji@city.toyonaka.osaka.jp

# 1. 施術所に関する手続き(豊中市内で開設等をされる方)

## (1) 開設する場合

### ① 開設までのながれ

時 期	内 容	
開設前 	事前相談 (来所、電話、メール等) <u>※来所の場合は、事前に電話で予約をお願いします。</u>	○構造設備が法律上の要件を満たしているか等を確認します。 必要書類を作成の上ご相談ください。 (図面については P.4 参照)
開設後 10 日以内 	開設届の提出	○事前相談での指導をふまえ、開設届を保健所窓口へ提出してください。
届出後	現地調査	○保健所職員が施術所に出向き、届出内容と相違ないか等を確認します。

### 【届出書類】

\* あはき、柔道整復で様式が異なりますのでご注意ください。

○施術所開設届出書(様式第1号)	○業務に従事する施術者の氏名一覧
○業務に従事する施術者の免許証の原本及びコピー (原本は保健所職員が確認後、返却します。)	○施術所の平面図
○周囲の見取り図 (最寄り駅やバス停が分かるもの)	○開設者(法人を除く)及び従事者の本人確認書類(注1)の原本及びコピー(注2) (原本は保健所職員が確認後、返却します。)
<b>※開設者が法人の場合 次のうちいずれか</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部事項証明書(現在事項又は履歴事項全部証明書)</li> <li>・定款のコピー(法人代表者の原本証明が必要)</li> <li>・寄附行為のコピー(法人代表者の原本証明が必要)</li> </ul>	

### 《注1 本人確認書類の例》

運転免許証、障がい者手帳、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、健康保険証など、氏名、生年月日、住所が確認できるもの

注意!

マイナンバーカードのコピーを提出する際は、顔写真のある表面のみを提出してください。  
(個人番号の記載された裏面は不要です。)

### 《注2》

本人確認書類の原本を持参できない場合は、開設者が原本確認済みであることを記載したコピーのみも可

## ②開設にあたってご注意いただきたい点

### 施術所の名称

- 施術所の名称は、利用者が施術所であることがわかるよう、業務の種類（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復 等）を付けて下さい。
- 他の施術所と区別し、開設者を明らかにするため、**開設者の姓**や**法人名**を付けて下さい。
- 次のような名称は**適当ではありません**。（※「あはき・柔整広告ガイドライン」（令和7年2月18日厚生労働省）より一部抜粋。詳細はあはき・柔整広告ガイドラインをご確認ください。）

特に留意すべき広告不可な表現	不適切な名称の例
「病院又は診療所等」と誤解する恐れがあるものを含んでいる名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇診療所、〇〇治療所、〇〇治療室、〇〇療院、〇〇（施術業態を含まない）治療院、メディカル、クリニック、リハビリ、ドック 等</li> <li>・はり科、きゅう科等、診療科名や診療行為等と紛らわしい表現を含む名称</li> </ul>
あはき、柔整以外の業態と紛らわしい名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、リフレクソロジー、アスレチック、コンディショニング、リラックス、サポート 等</li> </ul>
提供する施術業態が混ざっている名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇鍼灸接骨院、〇〇マッサージ接骨院 等</li> </ul>
対象者を限定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇女性専門療院、〇〇レディース、子ども、スポーツ、アスリート、美容、交通事故専門、むちうち専門 等</li> </ul>
施術内容・技能・方法を含んでいる名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東洋医学、温鍼、中国鍼灸、美容鍼灸、不妊鍼灸、更年期障害、背骨専門、漢方、気功、無痛治療、電気療法 等</li> </ul>
効能を含んでいる名称、優良な施術所と思わせる名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正</li> <li>・（施術が優良であることを示す意味で）巧み 等</li> </ul>
広告不可とされている名称と広告可能とされている名称を併記している名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メディカル〇〇鍼灸院、サロン〇〇接骨院 等</li> </ul>
その他、施術所と分かりにくい名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇堂、〇〇館、〇〇道場、〇〇センター、〇〇ステーション、サロン、ほぐし処、研究所 等</li> </ul>
営利的色彩の強いもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激安鍼灸マッサージ院 等</li> </ul>

## 広 告

あはき・柔整に関する広告は、あはき法第7条第1項又は柔整法第24条第1項の規定により広告が可能とされた事項以外は、(文書その他)いかなる方法によるかを問わず、広告してはならない、とされています。

広告を作成される際は、予め「あはき・柔整広告ガイドライン」及びP.7以降の「広告の規制について」を十分ご確認・ご理解いただき、**施術所等が自らの責任において法令等を遵守した広告を行ってください。**

## 構造設備・衛生上の措置

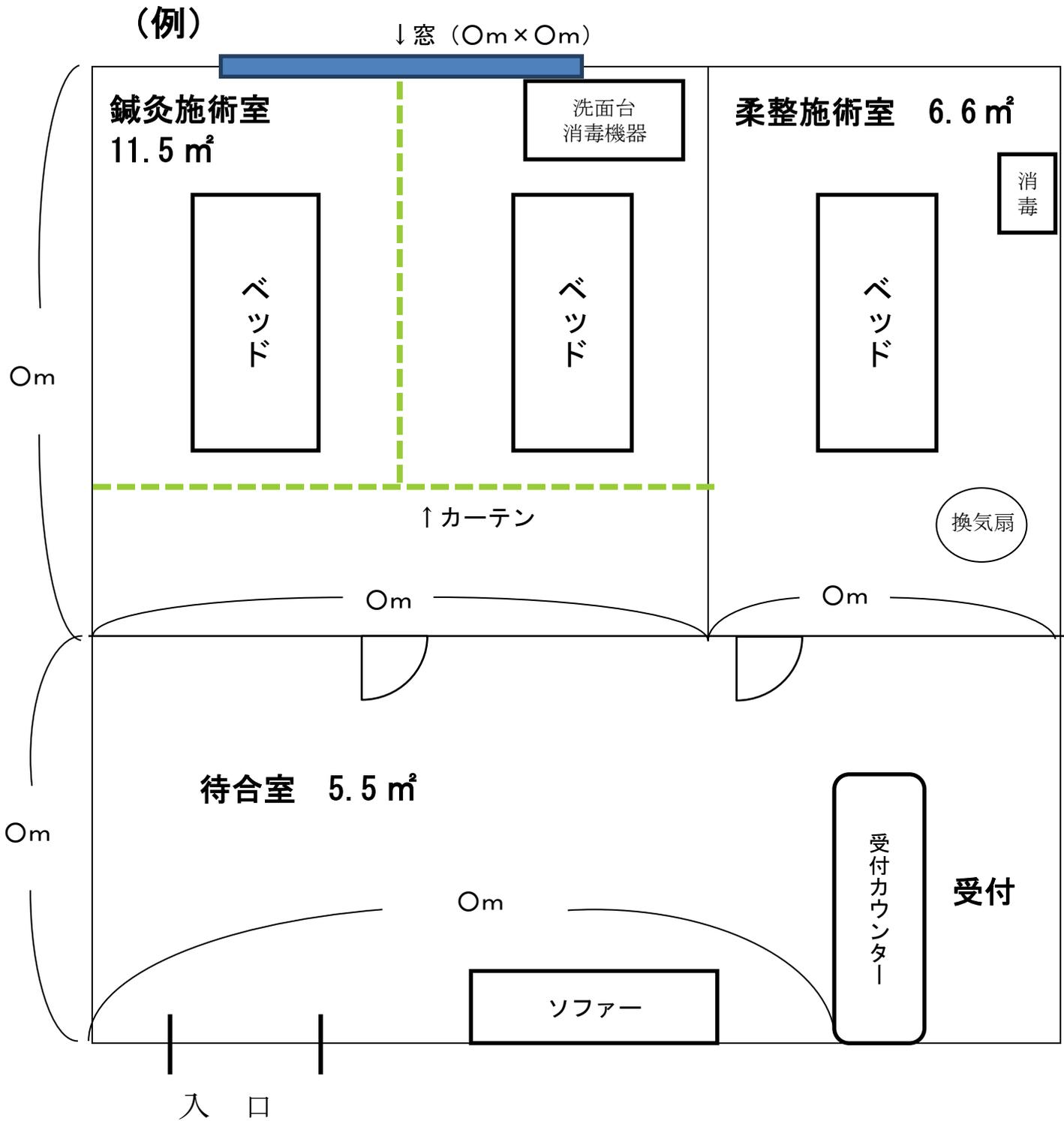
施術所には構造設備や衛生に関する基準が設けられています。  
開設にあたっては、次の事項に適合するようにして下さい。

あはき法 : あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律  
あはき法規 : あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律施行規則  
柔整法 : 柔道整復師法  
柔整法規 : 柔道整復師法施行規則

<p>施術所全体</p>	<p>①常に清潔に保つこと。 ②採光、照明及び換気を十分にすること。</p>
<p>あはき法第9条の5第2項 あはき法規第26条 柔整法第20条第2項 柔整法規第19条</p> <p>施術室・待合室</p> <p>あはき法第9条の5第1項 あはき法規第25条 柔整法第20条第1項 柔整法規第18条</p>	<p>①<u>6.6㎡以上</u>の面積を有する<b>専用の*</b>施術室であること。 ※あはきと柔道整復の施術所を併設する場合は、それぞれ別個の施術室が必要です。(ただし、<u>施術者が1名のみの施術所である場合は、同一の施術室でも構いません。</u>)</p> <p>②<u>3.3㎡以上</u>の面積を有する待合室であること。</p> <p>③施術室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること。</p> <p>④器具・手指等の消毒設備を有すること。</p>
<p>注 意 点</p>	<p>○施術室 専用性の確保のため、他の部屋とは壁・パーテーション等で完全に区切って下さい。</p> <p>○ベッド数 無資格者の施術を防止するため、施術者の人数に対してベッド数があまりにも多いのは望ましくありません。(豊中市では、施術用ベッド及びベッド型施術機器[ローラーベッド、ウォーターベッド、ベッド型牽引機等]を台数に含めることとしています。)</p> <p>○プライバシーへの配慮 利用者のプライバシーの保護に配慮して、ベッド間にカーテンやパーテーションを設けることが適当です。</p>

## ● 施術所の平面図

室名、面積、窓の位置、換気装置の位置、消毒設備の位置、ベッドの配置、構造等を記載して下さい。



## (2) 変更があった場合

施術所の届出事項に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。

	変更内容	手続き
①	従事者の変更 (例)従事者の増員、退職	○届出日 変更後10日以内  ○届出書類 施術所届出事項変更届出書 (様式第2号)
②	業務の種類の変更 (例)はりのみだったが、マッサージや灸も開始*	
③	構造や設備の変更 (例)間取りを変えた、窓を開放できなくなったため換気装置を設置した	
④	開設者(個人)、従事者の姓の変更 (例)開設者、従事者が結婚した	
⑤	開設者(法人)の名称の変更 (例)医療法人〇〇会⇒医療法人△△会 ※開設者自体を変更する場合は、⑬の手続きが必要です。	
⑥	開設者の住所、法人の事務所所在地の変更 (例)開設者が転居した、法人事務所を移転した	
⑦	開設者の住所、法人の事務所所在地の住居表示の変更 (例)市町村が住居表示変更を実施し、通知が届いた	
⑧	施術所の名称の変更 (例)〇〇鍼灸院⇒△△鍼灸院	
⑨	施術所の電話番号の変更 (例)固定電話⇒携帯電話	
⑩	施術所所在地の住居表示の変更 (例)市町村が住居表示変更を実施し、通知が届いた ※施術所を移転する場合は、⑫の手続きが必要です。	
⑪	ベッド台数、消毒設備の変更 (例)施術用ベッドを新たに購入した 〇〇を廃棄し、高圧蒸気滅菌器を新たに購入した	
⑫	施術所の移転 ※保健所へ事前相談が必要	○届出日 移転、開設者の変更後 10日以内
⑬	開設者の変更 (例)大阪花子⇒医療法人花子会	○届出書類 ・移転・変更前の施術所廃止届 (様式第3号) ・移転・変更後の施術所開設届 (様式第1号)

\* あはきの施術所が柔道整復業を開始する場合、又は、柔道整復の施術所があはき業を開始する場合は、それぞれの開設届が必要です。

### (3) 休止、廃止、再開する場合

- 届出日：施術所を休止、廃止または再開した日の翌日から10日以内
- 届出書類：施術所（休止・廃止・再開）届出書（様式第3号）
- 注意事項：
  - ・休業期間の予定が1年未満の場合は休止の届出、1年以上の場合は廃止の届出となります。
  - ・休止届を提出した後、休止期間が1年を超えた場合には、改めて廃止届を提出してください。
  - ・人事異動等で施術者がいなくなる場合は、休止ではなく廃止の届出となります。

## 2. 出張施術に関する手続き（あはきのみ）

出張のみによってあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの業務を行う方は、届出が必要です。※出張のみによって柔道整復の業務を行うことはできません。

### (1) 開始する場合

- 届出日：業務を開始した日の翌日から10日以内
- 届出書類：出張施術業務開始届出書（様式第4号）
- 注意事項：
  - ・施術所に従事する方が、施術所の業務で出張を行う場合は届出不要です。
  - ・施術所に従事する方が、施術所の休業日に個人的に出張施術を行う場合は届出が必要です。
  - ・届出者は出張施術を行う施術者個人に限られています。
  - ・住所地を管轄する保健所へご提出ください。

### (2) 休止、廃止、再開する場合

- 届出日：業務を休止、廃止または再開した日から10日以内
- 届出書類：出張施術業務の（休止・廃止・再開）届出書（様式第5号）
- 注意事項：
  - ・休業期間の予定が1年未満の場合は休止の届出、1年以上の場合は廃止の届出となります。
  - ・休止届を提出した後、休止期間が1年を超えた場合には、改めて廃止届を提出してください。
  - ・引っ越し等により施術者の住所が変わった場合は、廃止届と開始届出書を提出してください。（変更届出はありません。）

## 3. 滞在施術に関する手続き（あはきのみ）

豊中市外にお住まいの方が、市内の旅館等に滞在してあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの業務を行う場合は、届出が必要です。

- 届出日：業務を開始する前
- 届出書類：滞在施術業務届出書（様式第6号）

## 4. 広告の規制について

- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうに関する法律第7条及び柔道整復師法第24条において、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業、柔道整復業及び施術所については、**次の事項のみ広告できること**されています。
- ・表現方法などを含め、詳細は、「あはき・柔整広告ガイドライン」(令和7年2月18日厚生労働省)を十分ご確認ください。

### (1) 広告できる事項

#### ① あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項
  - ・ もみりようじ
  - ・ やいと、えつ
  - ・ 小児鍼(はり)
  - ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
  - ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
  - ・ 予約に基づく施術の実施
  - ・ 休日又は夜間における施術の実施
  - ・ 出張による施術の実施
  - ・ 駐車設備に関する事項

※上記 1から3 に掲げる事項について広告をする場合にも、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

#### ② 柔道整復

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項
  - ・ ほねつぎ(又は接骨)
  - ・ 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
  - ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
  - ・ 予約に基づく施術の実施
  - ・ 休日又は夜間における施術の実施
  - ・ 出張による施術の実施
  - ・ 駐車設備に関する事項

※上記 1及び2 に掲げる事項について広告をする場合にも、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

## (2) 広告できない事項

上記(1)に掲げる広告可能とされた事項を除いては広告が禁じられています。

※「あはき・柔整広告ガイドライン」や以下の広告できない事項の広告例、法令に違反した広告例以外の内容であれば広告可能ということではありません。

※ 直接的に表現しているものだけでなく、暗示的又は間接的な表現（キャッチフレーズ、写真、イラスト、絵文字、ロゴマーク、新聞や雑誌等の記事、体験談等の引用又は掲載等）についても、広告できない事項を含む場合は認められません。

### ◇ 広告できない事項の一例

項目	広告不可な事項の例
施術者の技能、施術方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 万能に効く鍼</li><li>・ 難病治療の専門</li><li>・ 高い技術、唯一の技術</li><li>・ 中国から新着の針治療</li><li>・ 温灸</li><li>・ 美容鍼</li></ul>
施術者の経歴	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ○○養成校卒業後、中国○○大学にて学位取得</li><li>・ ○○療法の第一人者である○○先生に師事</li><li>・ ○○会員、○○研修修了</li><li>・ ○○代表（役員）</li><li>・ ○○（有名人）のトレーナー等</li></ul>
施術の効果	肩こり、腰痛、めまい、頭痛、膝の痛み、スポーツ障害、姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正
あはき及び柔道整復以外の他の業務の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東洋医学療法、漢方、整体、カイロプラクティック</li><li>・ エステ、ダイエット、サロン等</li></ul> （これらの民間資格を保有している旨も不可）
メッセージ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 痛みでお悩みの方、ぜひ一度お越しください！</li><li>・ あなたのその痛み、おまかせください！</li></ul>

その他、医療法、医薬品医療機器等法、景品表示法、不正競争防止法等、他法令に抵触する広告は行わず、他法令に関する広告ガイドラインも遵守してください。

(3) 法令に違反した広告例

これらは違反広告の例を示したものです。  
これ以外の内容であれば広告可能ということではありません。

症状は広告できません

法定外の医業類似行為は広告できません

メッセージは広告できません

**なにわ鍼灸院・接骨院**  
**こんな症状でお悩みの方！**

肩こり、腰痛、頭痛、膝の痛み、関節痛、ぎっくり腰、肉離れ  
身体の歪み、神経痛、しびれ、五十肩、骨盤矯正、スポーツ外傷  
むちうち、交通事故の後遺症、ヘルニア

カイロプラクティック  
整体療法

30分 3000円 ・ 60分 5000円

労災・交通事故  
生活保護取扱

各種保険取扱

施術中の写真

料金は広告できません

これらの内容は広告できません

労災保険や交通事故、自賠責保険の取扱いは広告できません。  
医療保険取扱又は健康保険取扱という表現に変更した上で、  
医師の同意が必要であることを明記しなければなりません